

議案第51号

湯河原町国民健康保険条例の一部改正について

湯河原町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年9月9日提出

湯河原町長 内 藤 喜 文

(提案理由)

国民健康保険法の一部改正に伴い、令和6年12月2日から被保険者証が廃止されるため、条例に改正を要するので、本案を提出するものです。

湯河原町国民健康保険条例の一部を改正する条例

湯河原町国民健康保険条例（昭和34年湯河原町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第21条の3第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

第23条中「第9項」を「第5項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に、「その者」を「、その者」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

湯河原町国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照条文

現 行	改 正 後	備 考
(特例対象被保険者等に係る届出) 第21条の3 特例対象被保険者等の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を町長に提出しなければならない。 (1) (略) (2) <u>被保険者証記号・番号</u> (3) (略) (5) (略) 2 (略) 第8章 罰則 第23条 本町は、世帯主が法第9条第1項若しくは<u>第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては<u>その者</u>に対し10万円以下の過料を科する。</u>	(特例対象被保険者等に係る届出) 第21条の3 特例対象被保険者等の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を町長に提出しなければならない。 (1) (略) (2) (略) (4) (略) 2 (略) 第8章 罰則 第23条 本町は、世帯主が法第9条第1項若しくは<u>第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合においては、<u>その者</u>に対し10万円以下の過料を科する。</u> 附 則 (施行期日) 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。 (経過措置) 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(令和6年政令第260号)第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。	